

福岡コロナ警報の見直し

- 医療機関に対して病床の準備を要請する基準として定めた「福岡コロナ警報」を見直し、県民・事業者に対する協力要請を行う基準として整理するとともに、感染状況等に応じて「福岡コロナ警報」、「福岡コロナ特別警報」の2段階に分ける。
- 各段階の発動の目安は、感染拡大時、感染収束時に分けて設定し、第4波の実績や変異株の影響を考慮し、国のステージ判断指標の数値よりも厳しい数値とする。
- ワクチンには発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もあり、新規陽性者数や病床使用率に影響を与えられられるため、ワクチンの接種状況等を踏まえ、各段階の発動の目安を適宜見直すことを検討する。

※①～③の各指標を踏まえ、「注視すべき項目」の状況も加味した上で、市町村や専門家の意見も参考にして総合的に判断し、発動を決定する。
 ※「福岡コロナ警報」の発動後、国とまん延防止等重点措置の適用について協議を開始し、ステージⅢ相当(注1)に達した段階で国に要請を行う。
 ※「福岡コロナ特別警報」の発動後、国と緊急事態措置の適用について協議を開始し、ステージⅣ相当(注2)に達した段階で国に要請を行う。

感染拡大時

主な指標	 福岡コロナ警報発動の目安	 福岡コロナ特別警報発動の目安
国のステージ判断指標	ステージⅢ相当になる前	ステージⅣ相当になる前
①新規陽性者数	A. 7日移動平均(注3)の増加傾向が継続 かつ B. 3日移動平均(注3)が100人/日以上に増加	A. 7日移動平均の増加傾向が継続 かつ B. 3日移動平均が180人/日以上に増加
②病床利用率	15%以上 (約210～220人)	30%以上 (約420～440人)
③重症病床利用率	10%以上 (約20人)	20%以上 (約40人)
※注視すべき項目	- 変異株陽性者割合の増加傾向 - 県外からの人の流入の増加傾向	変異株陽性者割合の増加傾向

注1) 7日移動平均が109人/日以上、病床利用率が20%以上など

注2) 7日移動平均が182人/日以上、病床利用率が50%以上など

注3) 直近7日間(3日間)の新規陽性者数の合計を7(3)で割った数。3日移動平均の方が感染拡大の兆候をより迅速に捉えることが可能。

※①～③の各指標を踏まえ、「注視すべき項目」の状況も加味した上で、市町村や専門家の意見も参考にして総合的に判断し、国に緊急事態措置（まん延防止等重点措置）の解除を要請することを決定する。

※緊急事態措置（まん延防止等重点措置）の解除と同時に「福岡コロナ特別警報発動」（「福岡コロナ警報」）を解除する。



主な指標	 福岡コロナ警報解除の目安 （まん延防止等重点措置の解除要請の目安）	 福岡コロナ特別警報解除の目安 （緊急事態措置の解除要請の目安）
国のステージ判断指標	ステージⅡ相当以下(注2)になった後	ステージⅢ相当以下(注1)になった後
①新規陽性者数	A. 7日移動平均(注3)の減少傾向が継続 かつ B. 7日移動平均が35人/日未満に減少	A. 7日移動平均の減少傾向が継続 かつ B. 7日移動平均が100人/日未満に減少
②病床利用率	20%未満 （約280～300人）	50%未満 （約700～740人）
③重症病床利用率	15%未満 （約30人）	30%未満 （約60人）
※注視すべき項目	● 新たな変異株の動向等	● 新たな変異株の動向等

注1) 7日移動平均が182人/日未満、病床利用率が50%未満など

注2) 7日移動平均が109人/日未満、病床利用率が20%未満など

注3) 直近7日間の新規陽性者数の合計を7で割った数。

感染拡大時におけるこれまでの要請事例等

翻訳原文

※県民・事業者に対する要請内容は直近の国の基本的対処方針及び関連通知に基づくものであり、今後変更の可能性がある。

※感染の急拡大時には、段階的な措置の移行とならない場合もあり得る。

主な要請等	福岡コロナ警報		福岡コロナ特別警報		
	県単独の措置	まん延防止等重点措置	まん延防止等重点措置	緊急事態措置	
県民に対する要請	・ 日中も含めた不要不急の外出自粛(特に21時以降は徹底)		・ 日中も含めた不要不急の外出自粛(特に20時以降は徹底)		
	・ 不要不急の県境をまたぐ往來を控える ・ 特に緊急事態等の都道府県との往來は極力控える		・ 県境をまたぐ往來を極力控える		
	・ 時短要請に応じない飲食店の利用自粛		・ 休業・時短要請に応じない飲食店の利用自粛		
	・ 忘年会、歓送迎会、帰省など季節の恒例行事は極力控える		・ 忘年会、歓送迎会、帰省など季節の恒例行事の自粛		
	・ 路上・公園での集団飲食等の感染リスクの高い行動の自粛				
事業者に対する要請	飲食店	・ 21時までの営業時間短縮(酒類の提供可)	・ 20時または21時までの営業時間短縮(酒類提供は認証店等に限る)	・ 20時までの営業時間短縮(酒類提供は認証店等に限る)	・ 休業または20時までの営業時間短縮(酒類の提供不可) ・ カラオケ設備の提供不可(カラオケボックスを含む)
		・ カラオケ設備の利用自粛(カラオケボックスを除く)			
	集客施設	・ 21時までの営業時間短縮の働きかけ	・ 20時または21時までの営業時間短縮(イベント実施時は21時まで)	・ 20時までの営業時間短縮(イベント実施時は21時まで)	・ 大型商業施設等の土日休業 ・ 20時までの営業時間短縮(イベント実施時は21時まで)
		・ 入場整理、誘導の徹底			
	県有施設	・ 21時までの開館時間短縮	・ 20時または21時までの開館時間短縮	・ 原則閉館	
		催物	・ 次の①②の小さい方 ①収容率(大声無100%、有50%)、 ②5千人又は収容定員の50%以内の大きい方 ・ 県主催イベントも同様	・ 5千人以下(収容率は大声無100%、有50%以内) ・ 酒類の提供不可 ・ 21時まで ・ 県主催イベントも同様	
	職場		・ 出勤者の7割削減を目指し、在宅勤務の徹底 ・ 出勤が必要でも時差出勤等を強力に推進 ・ 21時以降の勤務抑制		・ 出勤者の7割削減を目指し、在宅勤務の徹底 ・ 出勤が必要でも時差出勤等を強力に推進 ・ 20時以降の勤務抑制
		感染状況に関わらず注意喚起する内容	■三つの密の回避など基本的な感染防止対策の徹底 ■外出時の基本的な感染防止対策の徹底 ■感染拡大地域との不要不急の往來を控える ■飲食店利用時の感染リスクを避ける行動の徹底 ■在宅勤務、時差出勤等の推進 ■業種別の感染防止ガイドラインの遵守		